

# 高 槻 市 景 観 審 議 会

## 要 約 録

### ■会長、会長代理の選任

・会長は久先生、会長代理は山下先生を選任した。

### ■景観重要公共施設について

・高質な整備の表現が記述されているので、市の負担する費用は通常より大きいのではないかと。また、民間事業者の費用負担の方向性について教えてほしい。

→高質な維持管理をしていくため、市の一定の負担をしていくものと考えており、今後、市の担当セクションとも相談しながら検討していく。民間事業者の負担についても、一体的に維持管理していくことを踏まえ検討していく。

### ■景観計画の記載表現について

・B エリアは商業・居住・福祉機能となっているが、「商業」の要素はあまりないので削除してはどうか  
→「商業」の要素はあまりないので削除する方向で検討する。

・提案書は表現が具体的でイメージしやすいが、景観計画(素案)は簡潔な表現にしており提案者の意図がわかりにくくなっている。例えば、プラザの表現については、提案書ではプラザ同士の共通した意匠を意図していると思われるが、景観計画(素案)の記載ではわからない。また、デッキ広場については、提案書はエリア毎に分けた表現となっているが、景観計画(素案)ではエリア毎で分けて1つになってしまっている。

→現在の景観計画とトーンを合わせ、簡潔な表現としている。また、具体的に書きすぎると、自由度がなくなり、将来的な活力が却って失われることにもつながることから、簡潔な表現としている。なお、プラザやデッキについては、「第6章 景観重要公共施設等の整備に関する事項」と重複している部分が多いので、大きな役割のみを方針に記載している。

・「出会い軸」を景観計画(素案)から削除されているが、一定の記載はすべきだと思われる。

→車道、歩道部分は提案における景観重点地区の区域に入っていないので、「出会い軸」には書き込むべきではないと考えている。

### ■事業者作成のデザインガイドラインの位置づけについて

・詳細まで記載しているデザインガイドラインを景観計画に位置付けるため、「デザインガイドラインの内容を尊重しつつ以下の項目を…」という表現を景観計画に記載してはどうか。

→景観計画にデザインガイドラインを位置付けることが問題ないのであれば是非記載したい。

・箕面市の「かやの中央」地区で創造的基準(「遵守する基準」と「選択基準」)にガイドライン等の内容を遵守するというのを記載しており、国交省に記載しても問題ないことを確認している。

→景観計画において、提案者の意図を補足するため、ガイドラインを参照する一文を記載する。

・どのような法規制がこの地区にあるのかというのを紹介する意味で、本地区で地区計画等の位置付けがあることを記載してはどうか。

→都市計画法上の地区計画と景観法上の景観計画は違うものなので慎重な対応が必要と思われるため、市ホームページへの記載に留めるなど、市民・事業者にとって適切な方法を検討する。

### ■屋外広告物について

・「配慮事項」としている意図は何なのか。

→厳しい規制にすると商業活動に影響が出る恐れがあるという提案者の思いがある中で、市としても屋外広告物について景観に配慮してほしいという考えから、「配慮事項」という記載をしている。今は担保性がないので、今後、屋外広告物条例とも連動しながら検討していく。

### ■届出対象行為について

・工作物において、「建築確認申請が必要となるもの」としているが、10mを超えるものでも建築確認が不要なもの(柱は15mを超えるものについて建築確認が必要)もあり、場合によっては市全域よりも緩い規制となりうると思われる。

→市全域に比べて緩い規制にすることは想定していないので、記載を変更する。

### ■今後のスケジュールについて

・「パブリックコメントにかける素案」や、「パブリックコメントを受けて景観審議会に諮る必要があるかどうか」について、「都市計画審議会に諮る景観計画(案)」について、久会長に一任する。

・「都市計画審議会に諮る景観計画(案)」を各委員に郵送する。

### ■その他

・各章建てをカタカタやアルファベット等に変更していることには何か意図があるのか。

→市で一般的な文章として決められている章建て順番 1、(1)、ア、(ア)、a、…に変更している。

また、市民等にとって分かりやすい標記とするためにカタカナやアルファベットを使用している。

・弁天橋梁は自転車も通ることができるか。

→自転車を押して通ることができる。

・北東地区に商業施設が出来ることによって、周辺の商業施設の衰退につながらないか。

→中心市街地基本計画において北東の開発を契機として、まちなか全体を元気していこうという趣旨を記載しており、これに向けて取り組んでいく。

・いにしえ軸は西国街道、歴史街道を感じることができる整備の方がよいと思われる。

・大阪府は現在、景観計画に西国街道等の街道筋を位置付けようとしている。芥川宿のような宿場町であれば、近世風の建物へ誘導する意味もあるが、田んぼなど当時には建物がなかった通りで現代になって建物が張り付いてきたところについては、近世風にする必要はないとの方向で大阪府は動いている。

・今後の景観重点地区指定の方向性についての考え方を教えてほしい。

→原地区等、景観についての検討をすでに行っている地区もある。今後、自然的景観や歴史的景観についても重点地区指定に向けた検討をしていきたいと考えている。

以上